

新 旧 対 照 表

変更後	変更前（現行）
<p>I 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>1 徳島県の海面漁業・養殖業は、生産量3万658 t（平成21年）、生産額で140億3,700万円（平成21年）の漁獲実績となっている。漁業生産は県内総生産額の0.5パーセント（平成20年）を占め、漁業経営体数については1,863経営体となっている（平成20年）。</p> <p>（以下略）</p>	<p>I 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>1 徳島県の海面漁業・養殖業は、生産量3万589 t（平成20年）、生産額で144億8,300万円（平成20年）の漁獲実績となっている。漁業生産は県内総生産額の0.5パーセント（平成19年）を占め、漁業経営体数については1,863経営体となっている（平成20年）。</p> <p>（以下略）</p>
<p>IV 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について徳島県に定められた数量に関する事項。</p> <p>（略）</p> <p>【さわら】</p> <p>「1, 736隻日」</p> <p>「さわら流し網漁業」</p> <p>「瀬戸内海」</p> <p>「平成24年4月11日から平成24年6月15日」</p>	<p>IV 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について徳島県に定められた数量に関する事項。</p> <p>（略）</p> <p>【さわら】</p> <p>「1, 736隻日」</p> <p>「さわら流し網漁業」</p> <p>「瀬戸内海」</p> <p>「平成23年4月11日から平成23年6月15日」</p>
<p>V 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種</p>	<p>V 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種</p>

類別に定める量に関する事項

(略)

「1, 736隻日」

「さわら流し刺網漁業」

「瀬戸内海」

「平成24年4月11日から平成24年6月15日」

(以下略)

VI 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海等のさわらの資源回復を図るために、「徳島県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとするともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等により操業することとする。

(以下略)

類別に定める量に関する事項

(略)

「1, 736隻日」

「さわら流し刺網漁業」

「瀬戸内海」

「平成23年4月11日から平成23年6月15日」

(以下略)

VI 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海等のさわらの資源回復を図るために、国が作成した「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」の着実な実施を本県として推進することとするともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等により操業することとする。

(以下略)